別表第二（第一条関係）

地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

別表第三～七　（略）

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

別表第九～十四　（略）

（新設）

別表第二～六　（略）

（新設）

別表第七～十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第十三号及び同条第三項第七号（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（担保責任の履行に関する措置） **第十六条の四の二**　法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結 二　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結 三　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結 四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託 （法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の七**　法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一～六　（略）	（瑕疵担保責任の履行に関する措置） **第十六条の四の二**　法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結 二　当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結 三　当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結 四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託 （法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の七**　法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一～六　（略）